

白糠町空家等除却費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内にある空家等の除却を推進することにより、住環境の保全及び地震等による倒壊等の被害を未然に防ぎ、町民が安全・安心に暮らすことができるよう、白糠町空家等除却費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 人の住居や店舗として使用されていない（管理だけされているものも含む）、又は今後使用されないことが認められる建築物及びこれに附属する工作物をいう。
- (2) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号の「建築物」をいう。ただし、居住のための住宅や日常生活が営まれている事務所、店舗など、主たる建築物から離れたものは含まない。
- (3) 住宅 住居専用住宅、共同住宅、長屋住宅又は店舗、事務所等併用住宅で居住用に供されている部分が延べ面積の2分の1以上であるものをいう。
- (4) 所有者等 所有者、法定相続人、住宅管理人又はそれらのものから除却の委任を受けたもののをいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、空家等の所有者等で、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 除却しようとする空家等の所有者等（個人、法人は問わない）。
- (2) 空家等の所有者等から除却についての同意を得ている者。所有者等が複数人いる場合にあっては、全ての所有者等から同意を得ている者
- (3) 空家等除却後の跡地の利活用に努めるとともに、適切な管理に努める者
- (4) この要綱に定める補助事業以外に、国、地方公共団体等による他の補助金等の交付を受けている者
- (5) 新築住宅建設やリフォームなどに係る町の補助金の交付を受けていない者
- (6) 町税及び本町へ納付すべき使用料等に滞納がない者
- (7) その他町長が特に必要と認める者

(対象住宅等)

第4条 補助の対象となる空家等は、次のとおりとする。

- (1) 町内に存する空家等
- (2) 白糠町に建設工事等入札参加資格の登録がある業者に発注する工事であること。
- (3) 所有权以外の権利が設定されていないもの。

- (4) 土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）の規定による収用その他国又は地方公共団体における公共事業のための収用に伴う移転補償の対象となっていないこと。
- (5) 補助年度の 2 月末までに除却工事を完成させること。

(対象外住宅)

第 5 条 次の空家等は補助の対象とならない。

- (1) 所有者等が新たに住宅を建築するために除却する空家等
- (2) 居住のための住宅や日常生活が営まれている事務所、店舗など、主たる建築物から離れてある建築物
- (3) すでに除却工事が終わっている又は除却工事中の空家等
- (4) 建築物の一部のみを除却する空家等

(補助対象経費)

第 6 条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 除却工事に要する費用
 - (2) 除却工事後の土地の埋め戻し及び整地に要する費用
 - (3) 上下水道、浄化槽設備等の撤去及び廃棄費用
- 2 前項の補助対象経費は、次の費用を除いた経費とする。
- (1) 家財道具などの残置物、樹木、がれき、車等の処理に係る費用
 - (2) アスベストの有無に係る分析調査費用
 - (3) 登記費用等、本事業の申請等に係る費用

(補助金の額)

第 7 条 補助金の額は住宅 1 戸（共同住宅については 1 棟）当たりの補助対象経費に 5 分の 4 を乗じて得た額とする。ただし、160 万円を上限とする。

2 補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の事前調査申請)

第 8 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、年度ごとに定める申請受付期間内に事前調査申請書（様式第 1 号）に次の書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 空家等の現況写真
- (2) 空家等の位置図
- (3) 空家等の所有者が確認できる書類（建物登記事項証明書。無登記の場合は固定資産課税明細書の写し、その他所有権を証明できるもの）
- (4) 交付申請者が個人の場合、交付申請者の氏名、住所及び生年月日が確認できる書類
- (5) 交付申請者が法人の場合、法人の商号、本店の場所、代表者名が確認できる登記事項証明書

(6) 本町の町税の滞納がないことの証明書

(7) 所有者等から除却の委任を受けている場合は委任状（様式第2号）

2 前項の規定による申請があったときは、内容の審査及び建築物を調査の上、その結果を事前調査結果通知書（様式第3号）により交付申請者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第9条 前条第2項の規定により空家等の該当となる通知を受けた交付申請者は、補助金交付申請書（様式第4号）に次の書類を添えて提出するものとする。

(1) 工事の見積書

(2) 誓約書・同意書（様式第5号）

(3) 補助金の受領を当該空家等の解体事業者に委託する場合、補助金受領委任状（様式第6号）

（補助金の交付決定）

第10条 前条の規定による交付申請があったときは、内容を審査し、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第7号）により交付申請者に通知するものとする。

（事業内容の変更）

第11条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者「以下「交付決定者」という。」は、補助金の交付申請の内容に変更が生じたときは、ただちに補助金変更承認申請書（様式第8号）に、変更しようとする内容を証する書類を添えて提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の申請があったときは、その内容を審査し、補助金変更承認（不承認）通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

（工事完了報告）

第12条 交付決定者は、補助事業に係る除却工事が完了したときは、完了した日から30日以内、又は交付決定した補助年度の2月末のいずれか早い方までに工事完了報告書（様式第10号）に次の書類を添えて提出しなければならない。

(1) 工事の完了が確認できる写真

(2) 領収書等、補助事業に要した経費の支払いが確認できる書類の写し。ただし、第9条第3項に定める補助金受領委任状を提出している場合は、必要としない。

(3) その他町長が特に必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第13条 前条の規定により提出された工事完了報告書の内容を審査し、現地調査を行い、工事の完了が適当と認められるときは、補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第11号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第 14 条 前条の規定により補助金の確定を受けた交付決定者又は第 9 条第 3 項により委託を受けている解体事業者は、補助金交付請求書（様式第 12 号）を提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し等)

第 15 条 交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 補助金の交付の条件に違反があったとき。
 - (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
 - (3) 第 12 条第 1 項に規定する期限までに工事完了報告書の提出がなかったとき。
 - (4) その他町長が補助金を交付することが適当でないと認めるとき。
- 2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、交付決定取消通知書（様式第 13 号）により交付決定者に通知しなければならない。
- 3 第 1 項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、すでに補助金を交付しているときは、補助金返還命令書（様式第 14 号）により期限を定めて、その返還を命じることができる。

(地位の継承)

第 16 条 交付決定者が死亡等やむを得ない事情により補助事業を継承することができなくなったときは、その法定相続人等が交付決定のあった内容で補助事業を継続することができる。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。